

○北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱

平成22年3月10日告示第11号

改正

平成28年3月25日告示第35号

平成31年3月29日告示第37号

令和5年3月31日告示第47号

北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申し込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」と認められる場合の基準及び事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の適用対象工事は、競争入札に付する設計金額が2,500万円（建築一式工事の場合には、5,000万円。以下同じ。）以上の工事とする。ただし、設計金額が2,500万円未満の工事であっても、特に必要があると認められる場合には、この要綱を適用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が2,500万円以上の工事について、工期上の理由等により必要があると認められるとき又は工事の性格等により低入札価格調査を行うことが適当でないと認められる場合は、本要綱の対象としないことができる。

(調査基準価格)

第3条 市長は、前条第1項の適用対象工事について入札を行おうとするときは、あらかじめ工事ごとに低入札価格調査を行う基準となる入札書比較価格（予定価格から当該消費税及び地方消費税の額を除いた金額をいう。以下同じ。）に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額

に満たないときは、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額×97%
- (2) 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費×90%
- (4) 一般管理費×70%

3 工事の性格上、前項の規定により難しい場合には、工事ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で市長が定める割合を入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 市長は、前2項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格調書に調査基準価格及び調査基準価格に消費税及び地方消費税の額を加えた金額を記載するものとする。

(入札内訳書の提出)

第4条 低入札価格調査制度の適用対象工事に係る入札に参加しようとする者は、当該入札参加に際し、入札価格算定の根拠として入札金額の内訳書(以下「入札内訳書」という。)を提出しなければならない。

(入札参加者等への周知)

第5条 市長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、入札公告等により、次のことを周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の適用対象工事であること。
 - (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合における入札終了の方法及び低入札価格調査の結果の通知方法
 - (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
 - (5) 第6条第2項各号のいずれかに該当する入札は、低入札価格調査を行わずただちに失格とすること。
 - (6) その他この要綱に関して必要な事項
- (調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第6条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了しなければならない。

2 入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の予定価格及び各入札者から入札時に提出された入札内訳書に基づき、最低価格入札者による入札が次に掲げる失格判断基準に該当するか否かの調査（以下「失格判断基準調査」という。）を行うものとする。

(1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格（調査基準価格を下回った価格は、これを調査基準価格に置き換えて算出する。）に10分の9.5を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）を下回っていること。ただし、算定された失格基準価格が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格を失格基準価格とする。

(2) 入札内訳書における純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）の額が、設計上の純工事費に10分の8を乗じて得た額を下回る場合

(3) 提出された入札内訳書の記載の不備により、純工事費、現場管理費及び一般管理費の額を算出することができない場合

3 前項の調査において、最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判断された場合にあっては、第5項の調査（以下「詳細調査」という。）を行わず低入札価格調査を終了するものとする。

4 第2項の調査において、最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判断された場合にあっては、その入札金額が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わず低入札価格調査を終了するものとする。

5 前2項の規定に該当しない場合、入札執行者はその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 工事費内訳書

設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等

(3) 手持工事の状況

技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定

必要な資材が確保されることが見込まれること。

(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6) 就労者の供給見通し

就労者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7) 下請負の予定者及び予定金額

下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8) 建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況及び信用状態

経営状況に問題がないこと、建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(12) その他特に必要と認められる事項

6 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第1号）により資料提出を求めるものとする。

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第2号）

を作成するものとする。

(調査結果の報告)

第7条 入札執行者は、前条の規定により行った調査結果及び意見について、北秋田市入札審査会（以下「入札審査会」という。）に報告するものとする。ただし、第6条第3項及び第4項の規定により低入札価格調査を終了する場合には、入札審査会への報告を行わないものとする。

2 入札審査会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて判断するものとする。

3 入札審査会は、前項による審査を終えたときは、審査結果について様式第3号により入札執行者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第6条第4項の規定により低入札価格調査を終了したとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第6条第2項による失格判断基準に該当するものであったとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該次順位価格につき第6条から前項までの規定を準用する。

5 前項までの規定により落札者を決定することができなかった場合には、再入札の手続きを行うことができるものとする。この場合、原則として先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることができない。

(落札者等に対する通知)

第9条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格

をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(罰則)

第10条 入札参加者が次のいずれかに該当するときは、北秋田市建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置、又は文書による警告の措置を講ずるものとする。

- (1) 低入札価格調査に際して提出された資料等に虚偽の記載等を行ったと認められるとき又は低入札価格調査に協力しないとき。
- (2) 低入札価格調査の結果、落札者とされたにもかかわらず契約を締結しなかったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったと認められるとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行し、次の各号に定める日から適用する。

- (1) 第3条の改正規定 平成26年4月1日
- (2) 第7条の改正規定 平成27年4月1日

附 則（平成31年3月29日告示第37号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第47号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

—
年 月 日

様

入札執行者
北秋田市財務部長 印

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札における低入札価格調査について

標記の件について、下記のとおり資料を提出してください。
なお、提出期限は平成 年 月 日までとします。

記

1. 入札価格の理由及び入札内訳書に関する明細書
2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去3年以内に施工した公共工事名、発注者及び工事請負金額
10. 経営内容（過去2年の決算報告及び取扱金融機関名）

様式第2号（第6条関係）

低入札価格調査表

入札執行課		調査担当者	
工事名		工事場所	
調査対象者名			
1. 入札価格（税抜）		千円	（対入札比較価格 %）
2. 調査基準価格等（税抜）	調査基準価格	千円	（対入札比較価格 %）
	入札比較価格	千円	
3. 工事の概要			
4. 調査事項	調査結果の概要		
(1) 当該価格で入札した理由			
(2) 工事費内訳書			
(3) 手持工事の状況			
(4) 手持資材の状況及び資材搬入の予定			
(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定			
(6) 労務者の供給見通し			
(7) 下請負の予定者及び予定金額			
(8) 建設副産物の搬出予定			
(9) 予定工程表			
(10) 過去に施工した公共工事の状況			
(11) 経営状況			
(12) 信用状態			
(13) その他特に必要と認められる事項			
総合意見			

※ 調査を実施しなかった事項の欄には斜線を引くこと。

(付表 1)

(第6条第5項による詳細調査を実施する場合に添付)

工 事 名			調査対象者名		
工 種	設計金額 (A)	見積金額 (B)	差額 (A - B)	B/A (%)	理 由

年 月 日

入札執行者 様

北秋田市入札審査会
会長

印

低入札価格調査表の審査結果について

下記工事に係る低入札価格調査表について審査を行ったところ、次のとおりとなりましたので通知します。

記

1. 番号・工事名 ○○○第○○号 ○○○○工事
2. 工事場所 北秋田市 地内
3. 審査実施日 平成 年 月 日
4. 審査対象者 ○○○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○
5. 審査結果
 - ・ 調査対象者を落札者とする。
 - ・ 調査対象者を落札者としない。

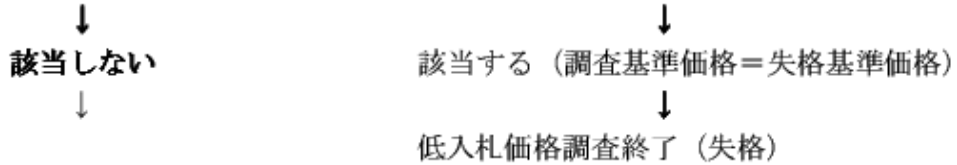
※ 審査の結果、落札者とし不在旨の決定をした場合には、その理由を必ず記載すること。

低入札価格調査実施フロー

◆ 低入札価格調査実施フロー

I 入札執行・落札者の決定保留

① (入札価格の低い順から 10 者の平均入札価格) × 95% (「失格基準価格」という) > 調査基準価格に該当しないか。



② 入札内訳書の純工事費 (直接工事費と共通仮設費の合計額) に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額の 8/10 未満となっていないか (失格判断基準)

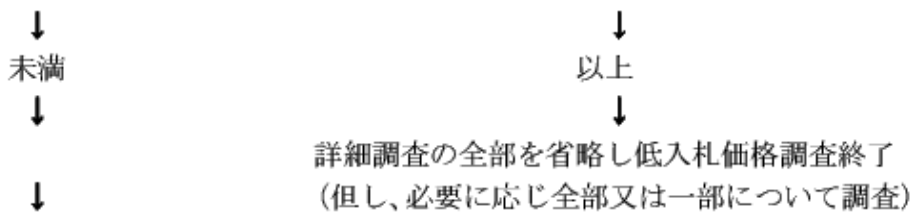


③ 入札内訳書の未提出又は記載不備等がないか (純工事費に相当する額を算出することができるか)



II ④ 次のいずれかに該当しないか (詳細調査基準)

- ・ 直接工事費 + 共通仮設費 + (現場管理費 × 2 / 5) 未満となっていないか
- ・ 入札比較価格 × 8 / 10 未満となっていないか



落札者の決定

⑤ 詳細調査の実施

↓

⑥ 指名審査会へ報告・審査



落札者の決定